

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について

【 目 的 】

令和4年4月から太田市外三町広域清掃組合が新たな広域斎場の設置及び管理運営に関する事務の実施主体となることから、共同処理する事務と経費支弁の方法につきまして変更（追加）するものです。

【 概 要 】

1 主な変更（追加）内容

共同処理する事務 斎場設置及び管理運営に関する事務
(太田市斎場及び大泉町外二町斎場に係るものを除く。)

経費支弁の方法	斎場経常費	均等割 100分の5
		人口割 100分の15
		実績割 100分の80
	斎場建設事業費	均等割 100分の10
		人口割 100分の10
		実績割 100分の80

2 施行期日 令和4年4月1日

3 その他

令和3年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 市民生活部 市民課 斎場整備担当 内線2418

47-1937ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線2400



【 表 題 】

太田市ふれあいセンター条例の一部改正について

【 目 的 】

南ふれあいセンターは、平成7年に建築されてから約26年が経過し、大規模改修実施時期に該当していることから、「太田市公共施設等総合管理計画」による保全計画に基づく改修を令和元年度から5年度までの5か年間で計画していますが、浴場施設については、設備に老朽化による不具合が出ており、今後も運営していくためには設備の更新に多額の費用が必要となり、維持管理費用が将来的な大きな負担となること等から、施設を取巻く環境の変化を踏まえ、今年度をもって廃止とするため、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

南ふれあいセンターの浴場施設廃止に伴い、太田市ふれあいセンター条例別表第2に該当する浴場がなくなるため、別表第2を削り、別表第1を別表とするものです。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 その他

令和3年12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 沢野行政センター 住民サービス係 38-4281ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民税活部長 氏名 石坂 之敏 内線2400



【 表 題 】

太田市行政センター条例の一部改正について

【 目 的 】

休泊行政センターは、平成10年に建築されてから約23年が経過し、大規模改修実施時期に該当していることから、「太田市公共施設等総合管理計画」による保全計画に基づく改修を令和2年度から6年度までの5か年間で実施していますが、浴場施設については、設備に老朽化による不具合が出ており、今後も運営していくためには設備の更新に多額の費用が必要となり、維持管理費用が将来的な大きな負担となること等から、施設を取巻く環境の変化を踏まえ、今年度をもって廃止とするため、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

休泊行政センターの浴場施設廃止に伴い、太田市行政センター条例別表第2に該当する浴場がなくなるため、別表第2を削り、別表第3及び別表第4をそれぞれ繰上げるものです。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 その他

令和3年12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 休泊行政センター 住民サービス係 49-0201ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市世良田生涯学習センター）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めめるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施設名	太田市世良田生涯学習センター
施設の場所	太田市世良田町1, 535番地4
構 造	鉄骨造 2階建
指定管理者の候補者名	公益社団法人太田市シルバー人材センター 理事長 天笠 秀男
候補者の所在地	太田市下小林町387番地
選定方法	公募

2 指定管理の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 令和3年 7月30日 太田市世良田生涯学習センター指定管理者公募公告
- ・ 令和3年 8月23日 太田市世良田生涯学習センター指定管理者公募受付終了
- ・ 令和3年10月 1日 指定管理者候補者審査委員会開催（総務課）
- ・ 令和3年10月 5日 指定管理者候補者の選定
- ・ 令和3年11月 8日 太田市教育委員会に報告
- ・ 令和3年11月11日 市民文教委員会協議会に報告
- ・ 令和3年12月 定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 令和4年 1月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 令和4年 3月 基本協定書の締結
- ・ 令和4年 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 尾島行政センター 住民サービス係 52-8862

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線 (TEL) 3600



【 表 題 】

太田市スポーツ振興基金条例の制定について

【 目 的 】

スポーツ振興に関する施策の推進並びにスポーツ施設の整備及び維持管理に要する経費の財源に充てるため、基金を設置し環境を整えるものです。

【 概 要 】

1 条例の主な内容

基金の設置目的（第1条）、基金の積立て（第2条）、基金の管理（第3条）
運用益金の処理（第4条）、繰替運用（第5条）、基金の処分（第6条）

2 寄附金の活用予定

スポーツ振興に関する施策の事業費並びにスポーツ施設の整備及び維持管理費

3 施行日

公布の日とする。

4 その他

12月定例市議会に提案予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ係 45-8118ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 石塚 順一 (TEL) 32-4220



【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市新田ななくさ地域活動支援センター）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1. 指定管理者の指定について

施設名	太田市新田ななくさ地域活動支援センター
施設の場所	太田市新田反町町831番地3
構 造	木造 平屋建て
指定管理者の候補者名	社会福祉法人 新田愛和会 理事長 片山 英彌
候補者の所在地	太田市新田溜池町105番地1
選定方法	非公募（期間延長）

2. 指定管理の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

3. 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

10月 1日	指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
11月12日	健康福祉委員会協議会に報告
11月	12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
12月	指定管理者の指定（公告）
3月	協定の締結
4月	指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 石塚 順一 内線2500



【 表 題 】

指定管理者の指定について（放課後児童クラブ3施設5クラブ）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1. 指定管理者の指定について

施設名	施設の場所	構造	指定管理者の候補者名	候補者の所在地	選定方法
沢野小放課後児童クラブ 沢野小第2放課後児童クラブ	太田市福沢町 227番地	木造平屋建て	特定非営利活動法人さくらんぼクラブ	太田市西新町74番地5	公募
太田市宝泉小第2放課後児童クラブ	太田市由良町 1738番地1	木造平屋建て	Childcare Supportぐんま	太田市下小林町215番地29	公募
太田市藪塚本町放課後児童クラブ 太田市藪塚本町第2放課後児童クラブ	太田市大原町 661番地1	木造平屋建て	社会福祉法人善美会	太田市藪塚町2917番地2	公募

2. 指定管理の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

3. 指定管理候補者の指定経過及び今後のスケジュール

- 10月 1日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- 11月12日 健康福祉委員会協議会に報告
- 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- 12月 指定管理者の指定（公告）
- 3月 協定書の締結
- 4月 指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先

福祉子ども部 児童施設課 放課後児童支援係 内線2592ダイヤル47-1924

- 内容【 1.協議事項 】
- 公開【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 石塚 順一 内線2500



【表題】

太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について

【目的】

指定管理者が行う放課後児童クラブの児童1人あたりの月額利用料金について、保護者の負担軽減と統一化を図るため、利用料金の見直しを行い条例の一部を改正するものです。

【概要】

1 主な改正内容

第8条第2項中「月額1万5,000円」を「月額9,000円」に改める。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 その他

令和3年12月定例会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先

福祉こども部 児童施設課 放課後児童支援係 内線2592 ダイヤルイン47-1924

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 檜原 明憲 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市高度救急医療支援センター）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施設名	指定管理者候補者	備考
太田市高度救急医療支援センター	SUBARU健康保険組合 太田記念病院 太田市大島町455番地1	非公募

2 指定管理の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 令和3年10月 1日 指定管理者候補者審査委員会
- ・ 11月12日 健康福祉委員会協議会に報告
- ・ 11月30日 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 令和4年 3月 協定書の締結
- ・ 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線46-5115

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会、委員会協議会后】

健康医療部長 氏名 檜原 明憲 内線3400



【 表 題 】

太田市国民健康保険条例の一部改正について

【 目 的 】

出産育児一時金の支給額を改正するものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

出産育児一時金の支給額の改正（第5条第1項の改正）

40万4,000円を40万8,000円に改正する。

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、出産育児一時金に加算支給されている当該制度の掛金額が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるが、少子化対策としての重要性から支給総額は42万円を維持するため本来分の支給額を40万4,000円から40万8,000円とする健康保険法施行令第36条の改正によるものです。

2. 施行期日 令和4年1月1日

3. その他 令和3年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 給付係 内線2562 47-1825^タ イルイン

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

ごみ減量施策の促進およびごみ分別に対する市民の意識向上を目指し、太田市指定ごみ袋（可燃用袋45リットルの平袋・レジ袋）を値上げするため、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

当該条例で定める太田市指定ごみ袋（可燃用袋45リットルの平袋・レジ袋）を現在の1袋150円から200円に値上げするものです。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 その他

令和3年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 リサイクル推進係 31-8153 ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が、令和4年2月20日から施行されることに伴い、太田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから、管理組合等が一括して認定を受ける仕組みに変更されるため改正するものです。

2. 施行期日

令和4年2月20日から施行します。

3. その他

令和3年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の認定について

【 目 的 】

公共事業に伴う市道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めることを報告するものです。

【 概 要 】

1 路線内訳（路線名、路線延長）

認定路線 太田熊野町398号線 ほか1路線 延長280m

2 その他 道路法第8条第2項の規定により、令和3年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

道路上の除草作業に伴う飛石事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

【 概 要 】

1 道路上の除草作業に伴う飛石事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額	過失割合	事故概要
1	令和3年10月19日	68,580 円	10割	令和3年7月28日、太田市龍舞町1570番地付近の市道において、職員が実施した除草作業中、手押し草刈機の使用により小石が飛散し、自動車販売店に点検のため駐車していた乗用車のリアガラスを破損させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件飛石事故に係る一切の損害に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 境インシュアランスサービス(株)道路賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年11月委員会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 内線 1301 (TEL 20-7080)



【 表 題 】

太田市立資料館及び記念館等条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市立藪塚本町歴史民俗資料館の閉館に伴い太田市立資料館及び記念館等条例（平成21年太田市条例第19号）の一部を改正するものです。

【 概 要 】

- 1 主な改正内容
太田市立藪塚本町歴史民俗資料館に関連する項目を削除します。
- 2 施行期日
令和4年4月1日
- 3 その他
令和3年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 文化財課 管理企画係 外線 52-2215 (ダイヤル)

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7084



【 表 題 】

太田市トシオシルバー就学援助基金条例の制定について

【 目 的 】

教育振興のため個人より寄附された資金を適切に管理し、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助の財源に充てるために当該基金を設置するものです。

【 概 要 】

1 条例の主な内容

基金の設置目的（第1条）、基金の積立て（第2条）、基金の管理（第3条）
運用益金の処理（第4条）、繰替運用（第5条）、基金の処分（第6条）

2 寄附金の活用予定

就学援助に係る費用のうち、小学校及び中学校の新入学学用品費

3 施行日

公布の日とする。

4 その他

12月定例会市議会に提案予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 管理係 内線 20-7084 タヤルイン

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0



【 表 題 】

令和4年太田市新春の集いの開催について

【 目 的 】

令和4年の年頭にあたり、各界各層からの市民代表者と行政関係者が一堂に会する機会を設けることにより、まちづくりのための相互協力の機運が醸成されることを期待して開催するものです。

【 概 要 】

1. 日 時 令和4年1月4日（火）午後2時～
2. 会 場 太田市民会館（太田市飯塚町200番地1）
3. 出席予定者 約600名
4. 会 費 なし
5. その他 式典に係る庁内動員者につきましては、12月の副部長会議で別途依頼します。

【 その他 】

12月下旬の段階で、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用並びに群馬県による「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度4の場合は、会を中止といたします。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 タヤリン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

原動機付自転車及び小型特殊自動車の新標識(絵柄付きナンバープレート)の導入について

【 目 的 】

原動機付自転車等の標識(ナンバープレート)については、現在、2種類(①通常型②絵柄付き(よしさだくん))を交付しているところです。

この度、本市に対する愛着を深め、より一層の市民の一体感の醸成を図ることで、地域の活性化に寄与することを目的として、本市をホームタウンとしたプロバスケットチーム「群馬クレインサンダーズ」のチームマスコットをデザインした絵柄付きナンバープレートを新たに発行するものです。

【 概 要 】

- 1 新たな絵柄付きナンバープレートについて
 - ・ チームのマスコットをあしらった新デザインを検討中です。
 - ・ デザイン決定後、新ナンバープレートを製作します。(製作に3カ月程度要する見込み)
 - ・ 交付開始日の周知を行い、交付を開始する予定です。
 - ・ 製作枚数 : 1,000枚(3の表 5区分の合計)を予定
 - ・ 現行の2種類のナンバープレートも引き続き交付します。
 - ・ 現行のナンバープレートからの交換も1回に限り可能とします。(無料)
- 2 今後の主なスケジュール(予定)

ナンバープレート製作(委託)	令和3年11月頃から令和4年1月頃
交付日等の周知(市広報、HP等)	令和4年2月頃から同年3月頃
交付開始	令和4年3月頃から同年4月頃

※ なお、製作等の進捗状況によって、時期は前後する可能性があります。

3 市で交付する原動機付自転車等のナンバープレートの区分及び色

○ 原動機付自転車	
50cc 以下	白
90cc 以下	黄
125cc 以下	桃
ミニカー	青
○ 小型特殊自動車(農耕作業用他)	
緑	

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 47-1931 ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

(仮称)太田市外三町広域斎場整備基本計画(素案)のパブリックコメントの実施及び近隣住民説明会の開催について

【 目 的 】

太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町の一市三町は、広域連携による新たな斎場の整備を行うにあたり、(仮称)太田市外三町広域斎場整備基本計画を策定するため、事前にその計画の素案を住民等に公表・説明し、住民からの意見等を求めるものです。

【 概 要 】

1. パブリックコメント

- ①公表資料 (仮称)太田市外三町広域斎場整備基本計画(素案)及び同概要版
- ②意見募集期間 令和3年12月10日(金)から令和4年1月11日(火)まで
- ③意見の公表予定時期 令和4年3月

2. 近隣住民説明会(一市三町合同開催)

- ①開催日時 令和3年12月19日(日)午前10時、午後2時の計2回
- ②開催場所 大泉町外二町環境衛生施設組合 清掃センター管理棟 2階 会議室
(住所:大泉町大字上小泉330番地の1)
- ③対象地区 新斎場建設地から半径500m以内の住民及び同一の隣組(班)住民
太田市:八重笠地区の一部(約10世帯)
大泉町:大字上小泉、東小泉地区の一部(約50世帯)
邑楽町:大字石打地区の一部(約25世帯)
- ④周知方法 対象地区へ開催通知をポスティング

【 備 考 】

問い合わせ先 市民生活部 市民課 斎場整備担当 内線2418

47-1937ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 【 表 題 】 】

シティライナーおおた市内循環線の廃止について

【 目 的 】

市内循環線は、平成26年度より太田駅を発着地として中心市街地を循環し運行しておりますが、年間乗車数は減少傾向で、運行事業補助金が増大しており、令和2年度の収支率は7.9%と3路線中最低であることから、路線廃止するものです。

【 概 要 】

1 過年度利用者数 (単位：人)

	新田線	尾島線	市内循環線	合計
平成30年度	37,247	12,139	3,965	53,351
令和元年度	36,135	12,248	4,180	52,563
令和2年度	24,431	8,286	2,607	35,324
令和3年9月末現在	13,935	5,004	1,470	20,409
R3年9月度1便当たりの乗車人数	5.1	3.9	1.9	

2 令和2年度市内循環線運行事業補助金額 7,226,443円

3 廃止期日 令和4年3月31日

4 廃止に伴う代替策

令和4年度より、ドアtoドア方式であるおうかがい市バス事業を充実させるため車両を1台増車し7台体制で運行を行う。

5 今後の日程

- ・ 令和3年11月 太田・九合地区説明会の開催
- ・ 令和3年12月 太田市公共交通活性化協議会に議案提出
- ・ 令和4年2月末 関東運輸局群馬運輸支局に運行計画変更（廃止）の届出書提出

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826 ダイヤルイン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

おおたイルミネーション2021の開催について

【 目 的 】

コロナウイルス感染症の影響により多くのイベントが中止となる中で、市役所本庁舎・新田ケヤキ並木でイルミネーションを点灯し市民活力の一助とするものです。

【 概 要 】

1 おおたイルミネーション2021について

(1) 市役所本庁舎イルミネーション

- ① 開催期間 令和3年12月7日(火)～令和4年1月29日(土) 予定
- ② 開催時間 日没から午後10時00分まで
- ③ 主催者 北部運動公園事業推進協議会

(2) 新田ケヤキ並木イルミネーション

- ① 開催期間 令和3年11月15日(月)～令和4年2月28日(月) 予定
- ② 開催時間 日没から午後10時00分まで
- ③ 会場 太田市新田文化会館(エアリスホール) 東市道1級42号線 約350m
- ④ 主催者 北部運動公園事業推進協議会

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 観光交流課 観光交流係 内線2634 47-1833ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
○公開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

「さよならコロナ花火 ～新たな未来へ～」の打ち上げについて

【 目 的 】

「さよならコロナ花火 ～新たな未来へ～」は、コロナ禍で疲弊した市民に感動と活力を与え、市全体の活性化に寄与するものです。

【 概 要 】

- 開催期日 … 令和3年12月29日(水) 《荒天順延の場合12月30日(木)》
時 間 … 午後5時30分から6時10分まで
会 場 … 渡良瀬スポーツ広場(渡良瀬川河川敷)
主 催 … 太田市花火実行委員会

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 観光交流課 内線2632 TEL47-1833

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

年末年始のごみ収集と受入業務について

【 目 的 】

年末年始のごみ収集及びごみ処理の業務を実施し、市民サービスの向上を図るものです。

【 概 要 】

区 分 月 日	ごみステーションの収集	クリーンプラザ・リサイクルプラザへの持ち込み
12月28日(火)	通常どおり	通常どおり
12月29日(水)	通常どおり	午前8時30分～正午 午後1時～3時
12月30日(木)	通常どおり	午前8時30分～正午 午後1時～3時
12月31日(金)	通常どおり	休 業
1月 1日(土)	休 業	休 業
1月 2日(日)	休 業	休 業
1月 3日(月)	休 業	休 業
1月 4日(火)	通常どおり	通常どおり

※粗大ごみの戸別収集について

年末 12月24日(金)まで
年始 1月 6日(木)より開始

※新田緑のリサイクルセンターについて

年末 12月28日(火)まで
年始 1月 4日(火)より開始

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 収集係・管理係 31-8153 ダイヤル
太田市外三町広域清掃組合 (クリーンプラザ、リサイクルプラザ) 33-7980 ダイヤル

